

昭和44年内職工賃調査結果概要

——外衣製造業・その他の衣服繊維製身のまわり品製造業——

は し が き

労働省婦人少年局では、内職工賃適正化対策に資するため、昭和41年以来「内職工賃調査」を実施してきたところであるが、昭和44年調査においても従来と同様、内職工賃等の状況について調査を行なつたほか、内職委託の理由、雇用労働者経験の有無等について調査を実施した。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたものであり、これが内職問題に関心をもたれる方々の参考となれば幸いである。

昭和44年11月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	2
1 事業所の概要	2
(1) 地域別内職委託事業所割合	2
(2) 規模別内職委託事業所割合	2
(3) 内職委託の理由	3
(4) 契約方法	3
(5) 仲介人の有無および仲介手数料支払方法	4
2. 委託条件	5
(1) 材料、製品の運搬者	5
(2) 副資材の有無および負担者	6
(3) 不良品の取扱い	7
3. 工 賃	8
(1) 工賃および就業時間・日数	8
(2) 経験期間別工賃	9
(3) 職種別工賃	12
(4) 年令別工賃	16
(5) 地域別工賃	17
(6) 規模別工賃	18
4. 内職世帯の概要	18

I 調 査 の 概 要

この調査は、主要内職職種について工賃の実態を明らかにして、内職工賃適正化対策に資することを目的として昭和44年5月現在の状況について同年6月に調査を実施したものである。

調査の対象は、全国の外衣製造業およびその他の衣服、繊維製身のまわり品製造業（いずれも産業小分類）に属する事業所27,477所のうちから一定の方法で抽出した約2,000事業所および内職委託事業所に属する内職者を1/6の率で抽出した内職者約2,000人である。

調査の方法は、調査対象事業所に対して通信調査を実施し、内職提供有と回答した約1,000所および内職者約2,000人を婦人少年室職員、調査員が実地訪問調査した。

また、調査の結果は、母集団に復元した数で表示している。

Ⅱ 調査結果の概要

1 事業所の概要

(1) 地域別内職委託事業所の割合

調査対象産業に属する事業所

27,477所のうち、内職委託事業所は約12,000事業所であるが、この地域別分布についてみると、京浜（東京都、神奈川県）、中京（愛知県、岐阜県）、京阪神（京都府、大阪府、兵庫県）（以下「大都市地域」という。）で51.2%と過半数を占めている（第1表）。

＜第1表＞ 地域別内職委託事業所構成

地 域	事業所構成
合 計	100.0%
大都市地域	51.3
その他の地域	48.7

（注） 1） その他の地域とは
都市地域以外の39
道県を示す。

2） 上記の地域区分に
ついては以下の各表
に於いても同じ。

(2) 規模別内職委託事業所の割合

内職委託事業所の規模別割合

についてみると、「4人以下」の事業所が最も多く26.3%を占め、ついで「30～99人」の24.8%、「10～29人」の22.2%、「5～9人」の16.7%となっており、99人以下の規模の事業所が全体の9割を占めている（第2表）。

＜第2表＞ 規模別内職委託事業所構成

規 模	事業所構成
合 計	100.0%
4人以下	26.3
5 ～ 9人	16.7
10～29人	22.2
30～99人	24.8
100人以上	10.0

(3) 内職委託の理由

内職委託事業所の内職を委託する理由についてみると「求人難だから」が最も高く、60.6%となっており、産業界の人手不足の影響から内職に依存する傾向が高まっていることがうかがわれる。ついで「生産量の調節が容易だから」の51.4%、「労務費が少なくてすむから」の40.0%等となっている。

さらに、事業所の規模別にみると、「求人難だから」という理由をあげる事業所は、「100人以上」の規模の事業所が多く、また、「土地、建物などの固定資本が少なくてすむから」という理由をあげる事業所は「4人以下」の規模の事業所が多かった。

内職委託理由

求人難だから	60.6%
生産量の調節が容易だから	51.4
労務費が少なくてすむから	40.0
土地、建物などの固定資本が少なくてすむから	11.5
その他	16.6

(注) 複数回答である。

(4) 契約方法

事業所が内職者と内職委託契約を結ぶ方法についてみると、「書面（内職手帳を含む）で契約する」という事業所は12.9%、「口頭のみで契約する」という事業所は87.1%となっており、書面で契約する事業所の割合は少ない。

また、規模別にみると、書面で契約する割合の最も高いのは、「30～99人」の17.2%、ついで「100人以上」の13.3%となっており、比較的規模の大きい事業所での割合が高い（第3表）。

＜第3表＞ 規模および契約方法別事業所構成

規 模	契約方法	合 計	書面で契約する	口頭で契約する
合 計		100.0	12.9	87.1
4 人 以 下		100.0	12.1	87.9
5 ～ 9 人		100.0	9.1	90.9
10 ～ 29 人		100.0	11.6	88.4
30 ～ 99 人		100.0	17.2	82.8
100 人 以 上		100.0	13.3	86.7

(5) 仲介人の有無および仲介手数料支払方法

内職委託経路に仲介人が介在しているかどうかをみると、「仲介人がいる」という事業所は11.6%、「仲介人がいない」という事業所は88.4%であつた。

また、これを規模別にみると、規模「100人以上」の事業所では「仲介人がいる」という事業所が21.2%であり、規模「10～29人」の事業所を除いて規模が大きくなるほど「委託経路に仲介人がいる」という割合が高くなっている（第4表）。

＜第4表＞ 規模および仲介人の有無別事業所構成

規 模	仲介人の有無	合 計	仲介人あり	仲介人なし
合 計		100.0	11.6	88.4
4 人 以 下		100.0	4.0	96.0
5 ～ 9 人		100.0	5.9	94.1
10 ～ 29 人		100.0	3.2	96.8
30 ～ 99 人		100.0	18.9	81.1
100 人 以 上		100.0	21.2	78.8

なお、「仲介人がいる」という事業所について、その仲介手数料の支払方法をみると、「内職工賃とは別に支払う」という外口銭の形態をとる事業所が35.5%、「内職工賃に含めて支払う」という内口銭の形態をとる事業所が64.5%であつた（第5表）。

＜第5表＞ 規模および仲介手数料支払方法別
事業所構成

規 模	仲介手数料 支払方法	合 計	外 口 銭	内 口 銭
合 計		100.0	35.5	64.5
4 人 以 下		100.0	44.0	56.0
5 ～ 9 人		100.0	13.3	86.7
10 ～ 29 人		100.0	36.8	63.2
30 ～ 99 人		100.0	35.7	64.3
100 人 以 上		100.0	41.8	58.2

2 委 託 条 件

(1) 材料、製品の運搬者

内職の材料および製品の運搬者についてみると、「全部を事業所が運搬する」という事業所が79.1%、運搬の「一部をそれぞれ事業所と内職者が負担する」という事業所が14.4%、「内職者に全部運搬させる」という事業所が6.3%であつた。また、この状況を昭和41年と比較すると、「内職者に全部運搬させる」という事業所の占める割合が12.2%から6.3%へと5.9ポイント減少し、「全部を事業所が運搬する」という事業所の占める割合が74.6%から79.1%へと4.5ポイント増加している。

さらに、これを事業所の規模別にみると、「内職者に全部運搬させる」という事業所の割合は、「100人以上」の規模では3.3%であるのに対し、「4人以下」の規模では9.4%と多く、規模が小さいところほど内職

＜第6表＞ 年次、規模および材料、製品の運搬者別事業所構成

規模	運搬者 合計	全部事業所		一部事業所		全部内職者	
		昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年
合計	1000	79.1	74.6	14.6	13.2	6.3	12.2
4人以下	1000	69.0	63.8	21.6	13.1	9.4	23.1
5～9人	1000	81.7	79.7	11.8	12.3	6.5	8.0
10～29人	1000	80.5	78.1	13.7	11.8	5.8	10.1
30～99人	1000	82.5	75.8	12.8	13.9	4.7	10.3
100人以上	1000	90.0	80.1	6.7	17.7	3.3	2.3

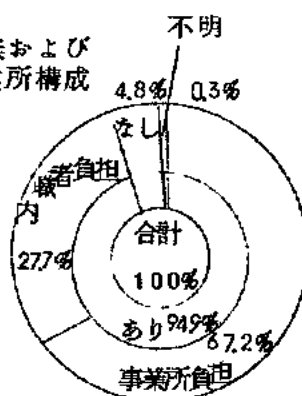
(注) 昭和44年、昭和41年とあるのは、それぞれ調査実施年次である。
これは以下についても同じ。

者が運搬するという割合が高くなっている。一方、「全部を事業所が運搬する」という事業所の割合は、「100人以上」の規模の90.0%に対し、「4人以下」の規模では69.0%と少なく、おおむね規模が大きいところほど事業所が運搬する割合が高くなっている（第6表）。

(2) 副資材の有無および負担者

内職に「糸」、「のり」などの副資材を必要とするかどうかについてみると、「必要とする」というものが大部分で94.9%を占め、「必要としない」というものはわずか4.8%であつた。

＜第1図＞ 副資材の有無および負担者別事業所構成



なお、「仲介人がいる」という事業所について、その仲介手数料の支払方法をみると、「内職工賃とは別に支払う」という外口銭の形態をとる事業所が35.5%、「内職工賃に含めて支払う」という内口銭の形態をとる事業所が64.5%であつた（第5表）。

＜第5表＞ 規模および仲介手数料支払方法別
事業所構成

規 模	仲介手数料 支払方法	合 計	外 口 銭	内 口 銭
合 計		1000	35.5	64.5
4 人 以 下		1000	44.0	56.0
5 ～ 9 人		1000	13.3	86.7
10 ～ 29 人		1000	36.8	63.2
30 ～ 99 人		1000	35.7	64.3
100 人 以 上		1000	41.8	58.2

2 委 託 条 件

(1) 材料、製品の運搬者

内職の材料および製品の運搬者についてみると、「全部を事業所が運搬する」という事業所が79.1%、運搬の「一部をそれぞれ事業所と内職者が負担する」という事業所が14.4%、「内職者に全部運搬させる」という事業所が6.3%であつた。また、この状況を昭和41年と比較すると、「内職者に全部運搬させる」という事業所の占める割合が12.2%から6.3%へと5.9ポイント減少し、「全部を事業所が運搬する」という事業所の占める割合が74.6%から79.1%へと4.5ポイント増加している。

さらに、これを事業所の規模別にみると、「内職者に全部運搬させる」という事業所の割合は、「100人以上」の規模では3.3%であるのに対し、「4人以下」の規模では9.4%と多く、規模が小さいところほど内職

＜第6表＞ 年次、規模および材料、製品の運搬者別事業所構成

規模、	運搬者 合計	全部事業所		一部事業所		全部内取者	
		昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年
合計	1000	79.1	74.6	14.6	13.2	6.3	12.2
4人以下	1000	69.0	63.8	21.6	13.1	9.4	23.1
5～9人	1000	81.7	79.7	11.8	12.3	6.5	8.0
10～29人	1000	80.5	78.1	13.7	11.8	5.8	10.1
30～99人	1000	82.5	75.8	12.8	13.9	4.7	10.3
100人以上	1000	90.0	80.1	6.7	17.7	3.3	2.3

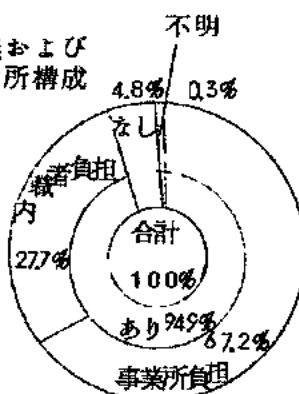
(注) 昭和44年、昭和41年とあるのは、それぞれ調査実施年次である。
これは以下についても同じ。

者が運搬するという割合が高くなっている。一方、「全部を事業所が運搬する」という事業所の割合は、「100人以上」の規模の90.0%に対し「4人以下」の規模では69.0%と少なく、おおむね規模が大きいところほど事業所が運搬する割合が高くなっている（第6表）。

(2) 副資材の有無および負担者

内職に「糸」、「のり」などの副資材を必要とするかどうかについてみると、「必要とする」というものが大部分で94.9%を占め、「必要としない」というものはわずか4.8%であった。

＜第1図＞ 副資材の有無および負担者別事業所構成



また、副資材を「必要とする」というものについて、それを事業所と内職者のいずれが負担するかをみると、「事業所が負担する」というのが67.2%、「内職者が負担する」というのが27.7%となつている（第1図）。

(3) 不良品の取扱い

不良品が出た場合の取扱い状況は、「やり直しさせる」という事業所が最も多くて54.8%を占めており、ついで「問題にしない」の33.8%、「買取らせる」の1.9%、「工賃を減額する」の0.6%等となつている（第7表）。

また、これを規模別にみると、「やり直しさせる」というのは、「5～9人」の規模の事業所を除いて、規模が大きくなればなるほどその割合が高くなつており、一方、「問題にしない」というのは、同じく、「5～9人」の規模の事業所を除き、規模が小さくなるほど高くなるという状況がみられる（第7表）。

＜第7表＞ 規模および不良品の取扱い別事業所構成

規 模	不良品の取扱い	合 計	問題にしない	やり直しさせる	工賃を減額する	買取らせる	そ の 他
合 計		100.0	33.8	54.8	0.6	1.9	8.9
4 人以下		100.0	42.6	45.0	0.6	1.8	10.0
5～9人		100.0	45.1	41.9	0.2	0.8	12.0
10～29人		100.0	37.7	53.9	1.5	—	6.9
30～99人		100.0	21.9	67.5	0.3	3.9	6.4
100人以上		100.0	12.9	72.9	—	3.4	10.8

3 工 賃

(1) 工賃および就業時間・日数

内職者の就業日数および就業時間数については、1カ月当たり22日、1日当たり6.1時間で、昭和41年とほとんど変わらなかった。1人平均工賃月収額は11,200円となっており、昭和41年の7,600円に対して47.4%増と大幅な伸びを示した(第8表)。

〈第8表〉 年次別平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

区 分	年 次	昭和44年	昭和41年
就 業 日 数		22日	22日
就 業 時 間		6.1時間	6.3時間
工 賃 月 収 額		11,200円	7,600円
時間当たり工賃額		86円	55円

(注) 時間当たり工賃額の算出方法は、単位当たり工賃に調査前日の作業量を乗じたものを調査前日の就業時間で除して算出した(昭和41年の時間当たり工賃額は、工賃月収額を月間総就業時間数÷月間就業日数に1日平均就業時間数を乗じたもの÷で除して換算した)。

また、工賃階級別に内職者の状況をみると、工賃月収額では2,000円から8,000円未満の階層に全体の41.4%が、時間当たり工賃額では20円から80円未満の階層に全体の53.7%がそれぞれ分布しており、これを昭和41年の調査結果にみると、工賃月収額2,000円から8,000円未満の階層は60.8%、時間当たり工賃額では20円から80円未満の階層は75.2%となっており、それぞれ上昇している(第9表、第10表)。

また、副資材を「必要とする」というものについて、それを事業所と内職者のいずれが負担するかをみると、「事業所が負担する」というのが67.2%、「内職者が負担する」というのが27.7%となつている（第1図）。

(3) 不良品の取扱い

不良品が出た場合の取扱い状況は、「やり直しさせる」という事業所が最も多くて54.8%を占めており、ついで「問題にしない」の33.8%、「買取らせる」の1.9%、「工賃を減額する」の0.6%等となつている（第7表）。

また、これを規模別にみると、「やり直しさせる」というのは、「5～9人」の規模の事業所を除いて、規模が大きくなればなるほどその割合が高くなつており、一方、「問題にしない」というのは、同じく、「5～9人」の規模の事業所を除き、規模が小さくなるほど高くなるという状況がみられる（第7表）。

＜第7表＞ 規模および不良品の取扱い別事業所構成

規 模	不良品の取扱い	合 計	問題にしない	やり直しさせる	工賃を減額する	買取らせる	そ の 他
合 計		100.0	33.8	54.8	0.6	1.9	8.9
4 人以下		100.0	42.6	45.0	0.6	1.8	10.0
5～9人		100.0	45.1	41.9	0.2	0.8	12.0
10～29人		100.0	37.7	53.9	1.5	—	6.9
30～99人		100.0	21.9	67.5	0.3	3.9	6.4
100人以上		100.0	12.9	72.9	—	3.4	10.8

3 工 賃

(i) 工賃および就業時間・日数

内職者の就業日数および就業時間数については、1カ月当たり22日、1日当たり6.1時間で、昭和41年とほとんど変わらなかった。1人平均工賃月収額は11,200円となっており、昭和41年の7,600円に対して47.4%増と大幅な伸びを示した(第8表)。

〈第8表〉 年次別平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

区 分 \ 年 次	昭和44年	昭和41年
就 業 日 数	22日	22日
就 業 時 間	6.1時間	6.3時間
工 賃 月 収 額	11,200円	7,600円
時間当たり工賃額	86円	55円

(注) 時間当たり工賃額の算出方法は、単位当たり工賃に調査前日の作業量を乗じたものを調査前日の就業時間で除して算出した(昭和41年の時間当たり工賃額は、工賃月収額を月間総就業時間数÷月間就業日数に1日平均就業時間数を乗じたもので除して換算した)。

また、工賃階級別に内職者の状況をみると、工賃月収額では2,000円から8,000円未満の階層に全体の41.4%が、時間当たり工賃額では20円から80円未満の階層に全体の53.7%がそれぞれ分布しており、これを昭和41年の調査結果にみると、工賃月収額2,000円から8,000円未満の階層は60.8%、時間当たり工賃額では20円から80円未満の階層は75.2%となっており、それぞれ上昇している(第9表、第10表)。

〈第 9 表〉 年次および工賃月収額別内職者構成

工賃月収額	内 職 者 構 成		工賃月収額	内 職 者 構 成	
	昭和44年	昭和41年		昭和44年	昭和41年
合 計	100.0%	100.0%	14,000～15,999円	5.0	4.7
1,999円以下	3.2	7.9	16,000～17,999円	3.4	4.5
2,000～3,999円	11.6	25.0	18,000～19,999円	2.1	3.1
4,000～5,999円	16.6	22.8	20,000～24,999円	6.8	
6,000～7,999円	13.2	13.0	25,000～29,999円	3.4	
8,000～9,999円	11.8	6.8	30,000円以上	5.4	
10,000～11,999円	9.9	6.6	不 明	0.3	
12,000～13,999円	7.3	5.6			

〈第 10 表〉 年次および時間当たり工賃額別内職者構成

時間当たり工賃額	内 職 者 構 成		時間当たり工賃額	内 職 者 構 成	
	昭和44年	昭和41年		昭和44年	昭和41年
合 計	100.0%	100.0%			
19円以下	2.0	7.8	140～159円	4.0	1.9
20～39円	12.1	36.1	160～179円	2.8	
40～59円	20.6	26.5	180～199円	1.3	
60～79円	21.0	12.6	200～299円	3.0	
80～99円	12.8	6.2	300円以上	1.1	
100～119円	11.0	5.0	不 明	0.4	
120～139円	7.9	3.9			

(2) 経験期間別工賃

同一内職職種の経験期間別に就業状況および工賃をみると、就業日数、就業時間数とも経験期間が長くなるほど長くなる傾向がみられる。就業日

数では、経験期間「6カ月未満」のものの20日に対し、経験期間「5年以上」のものは23日と3日長くなっており、また、就業時間についても「6カ月未満」のものの5.3時間に対し、「5年以上」のものは6.8時間と1.5時間長くなっている。同様に工賃月収額、時間当たり工賃額においても経験期間が長くなるほど増加する傾向がみられる。工賃月収額では、経験期間「6カ月未満」のものの6,800円に対して「5年以上」のものは15,600円と約2.3倍になつている。また、時間当たり工賃額においても「6カ月未満」のものの68円に対し、「5年以上」のものは104円と約1.5倍になつている。これらの傾向は前回の調査とほとんど同様である（第11表）。

＜第11表＞ 年次、経験期間別平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

区 分 経験期間	就 業 日 数		就 業 時 間		工 賃 月 収 額		時 間 当 た り 工 賃 額	
	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年
合 計	22日	22日	6.1時間	6.3時間	11,200円	7,600円	86円	55円
3カ月未満	20	18	5.3	5.4	6,800	3,200	68	33
3カ月～6カ月未満		21		5.6		4,000		34
6カ月～1年未満	20	21	5.3	6.0	8,100	4,800	75	39
1年～3年未満	21	22	5.9	6.1	9,700	6,000	79	45
3年～5年未満	22	23	6.2	6.4	10,400	8,400	81	58
5年以上	23	24	6.8	7.3	15,600	12,000	104	69

なお、第12表は経験期間および工賃月収額別に内職者の分布状況をみたものである。

＜第12表＞ 経験期間および工賃月収額別内職者構成

経験期間	工賃月収額															
	合計	1999 円以下	2000 3999	4,000 5999	6,000 7999	8,000 9999	10,000 11,999	12,000 13,999	14,000 15,999	16,000 17,999	18,000 19,999	20,000 24,999	25,000 29,999	30,000 円以上	不明	
合 計	1000	32	116	166	132	118	99	73	50	34	21	68	34	54	03	03
6ヵ月未満	1000	78	202	245	117	132	86	43	27	12	08	27	04	08	11	11
6ヵ月～1年未満	1000	51	210	241	195	108	56	31	26	10	05	31	15	21	—	—
1年～3年未満	1000	30	116	188	169	126	99	75	51	28	21	45	26	24	02	02
3年～5年未満	1000	16	105	161	132	132	125	89	49	33	33	66	33	26	—	—
5年以上	1000	16	57	95	90	102	107	90	65	57	26	115	58	121	01	01

(3) 職種別工賃

内職者の職種別構成についてみると、「縫製」職種に従事しているもの40.4%、「まとめ」職種に従事しているもの59.6%であつた。第13表は、職種別に就業日数、就業時間、工賃月収額および時間当たり工賃額をみたものであるが、おおよそ、「縫製」と「まとめ」の工程別に著しく異なつた結果があらわれていることがうかがえる。

すなわち、就業日数においては、「縫製」工程従事者は「まとめ」工程従事者に比較して月間2日～1日長く、最も長く就業しているのは「割ほり着・エブロン縫製」工程従事者の25日、最も少ないのは「ブラウスししゅう」工程従事者の16日である。また、就業時間においても同様に、縫製工程従事者の方がまとめ工程従事者より1時間ほど長く、就業時間の最も長いのは「ワイシャツ縫製」工程従事者の7.6時間、最も短いのは「子供服ししゅう」工程従事者の5.0時間である。

このように、就業日数、就業時間の長短にも起因して工賃月収額の面でも「縫製」と「まとめ」の工程別に著しい格差がみられる。すなわち、「紳士ズボン縫製」工程従事者の12,800円に対して「紳士ズボンまとめ」工程従事者は7,400円というように大部分の職種において「縫製」工程従事者と「まとめ」工程従事者の間に2倍以上の工賃格差がみられる。

＜第 13 表＞職種 平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額
および平均時間当たり工賃額

職 種	区 分	就業日数	就業時間	工賃月収額	時間当たり 工 賃 額
合 計		22日	6.1時間	11,200円	86円
1	紳士ズボン縫製	23	6.7	19,800	108
2	紳士ズボンまとめ	21	5.9	7,400	66
3	ワイシャツ縫製	22	7.6	13,100	98
4	ワイシャツまとめ	21	5.5	5,600	56
5	紳士服縫製	22	6.7	17,100	129
6	紳士服まとめ	21	6.1	8,300	70
7	ブラウス縫製	23	6.4	16,700	99
8	ブラウスまわり	22	5.5	6,700	56
9	ブラウスししゅう	16	5.6	4,700	41
10	スーツ縫製	21	6.0	15,000	134
11	スーツまとめ	20	5.6	7,600	77
12	スカート縫製	22	6.1	15,000	114
13	スカートまとめ	20	5.3	7,600	56
14	スラックス縫製	23	7.2	16,200	112
15	スラックスまとめ	21	5.7	7,000	58
16	婦人服縫製	23	6.5	15,900	121
17	婦人服まとめ	21	5.8	7,300	64
18	子供服縫製	23	6.3	14,700	107
19	子供服まとめ	21	5.2	6,800	65
20	子供服ししゅう	22	5.0	6,100	57
21	学生服・制服縫製	22	7.4	16,700	123
22	学生服・制服まとめ	20	5.6	5,900	56
23	作業衣縫製	23	6.8	17,800	110
24	作業衣まとめ	21	5.6	8,500	74
25	割烹着・エプロン縫製	25	6.5	18,600	90
26	和服手縫仕立	21	6.7	13,600	96
27	和服ミシン縫製	22	6.7	15,300	126
28	和服部分加工	21	6.2	9,000	71
29	スポーツ服縫製	22	5.6	17,300	136
30	ねまき縫製	23	5.8	12,900	95
31	スカーフハンカチ加工	23	5.3	7,600	65
32	そ の 他	23	5.9	9,800	74

さらに、同じ「縫製」職種のなかでも、工賃月収額 17,000 円以上のものは「紳士ズボン縫製」が 19,800 円、「割ほう着・エプロン縫製」が 18,600 円、「作業衣縫製」が 17,800 円、「スポーツ服縫製」が 17,300 円、「紳士服縫製」が 17,100 円というようにおおむね紳士物の職種で占められているのに対して、「ブラウス縫製」、「スーツ縫製」、「スカート縫製」などの婦人物の職種はこれより一段階低い 13,000 円から 17,000 円までの層にランクされている。

また、時間当たり工賃額においても「縫製」工程と「まとめ」工程の間に約 2 倍近い工賃格差がみられることは工賃月収額の場合と同様である。

このように、「縫製」の職種の工賃月収額が「まとめ」の職種のそれと比べて高いのは、「縫製」の職種は一般に和洋裁の技能を必要とするなどある程度の技能を要するため単位当たり工賃も高いことおよびミシン使用等により量産出来るなどの理由によるものと思われる。

また、機械器具の使用状況をみると「使用する」もの 48.9%、「使用しない」もの 51.0% であるが、職種別にみると「縫製」工程従事者は大部分のものが工業用ミシン、家庭用ミシン等機械を使用しているのに対して、「まとめ」工程従事者ではその割合が著しく低くなっている（第 14 表）。

〈第14表〉 職種および使用する機械器具の有無別内職者構成

職 種	区 分	合 計	あ り			な し	不 明
			小 計	所有して いる	貸与され ている		
	合 計	100.0	48.9	41.2	7.7	51.0	0.1
1	紳士ズボン縫製	100.0	97.2	82.9	14.3	2.8	—
2	紳士ズボンまとめ	100.0	10.2	4.6	5.6	89.8	—
3	ワイシャツ縫製	100.0	100.0	16.7	83.3	—	—
4	ワイシャツまとめ	100.0	42.1	31.6	10.5	57.9	—
5	紳士服縫製	100.0	94.0	82.1	11.9	6.0	—
6	紳士服まとめ	100.0	11.3	6.1	5.2	88.7	—
7	ブラウス縫製	100.0	100.0	90.0	10.0	—	—
8	ブラウスまつり	100.0	5.4	3.6	1.8	94.6	—
9	ブラウスししゅう	100.0	9.5	9.5	—	90.5	—
10	スーツ縫製	100.0	94.4	90.6	3.8	5.6	—
11	スーツまとめ	100.0	22.2	22.2	—	77.8	—
12	スカート縫製	100.0	100.0	96.9	3.1	—	—
13	スカートまとめ	100.0	12.5	12.5	—	87.5	—
14	スラックス縫製	100.0	100.0	90.9	9.1	—	—
15	スラックスまとめ	100.0	10.3	7.7	2.6	89.7	—
16	婦人服縫製	100.0	89.5	86.9	2.6	7.9	2.6
17	婦人服まとめ	100.0	11.5	10.2	1.3	88.5	—
18	子供服縫製	100.0	100.0	93.2	6.8	—	—
19	子供服まとめ	100.0	16.7	12.5	4.2	83.3	—
20	子供服ししゅう	100.0	16.7	—	16.7	83.3	—
21	学生服・制服縫製	100.0	100.0	93.7	6.3	—	—
22	学生服・制服まとめ	100.0	14.8	14.8	—	85.2	—
23	作業衣縫製	100.0	97.7	74.0	23.7	2.3	—
24	作業衣まとめ	100.0	23.2	16.0	7.2	76.8	—
25	割烹着・エプロン縫製	100.0	90.0	90.0	—	10.0	—
26	和服手縫仕立	100.0	25.5	25.5	—	74.5	—
27	和服ミシン縫製	100.0	85.7	85.7	—	14.3	—
28	和服部分加工	100.0	48.5	36.4	12.1	51.5	—
29	スポーツ服縫製	100.0	82.7	74.0	8.7	17.3	—
30	ねまき縫製	100.0	57.2	42.9	14.2	42.9	—
31	スカーフハンカチ加工	100.0	53.1	34.4	18.7	46.9	—
32	そ の 他	100.0	56.1	39.2	16.9	43.9	—

(4) 年令別工賃

内職者の年令別に就業日数、就業時間をみると、就業日数では「30～34才」を除いて、また、就業時間では「25～29才」を除いて年令が高くなるほど長くなっている（いずれも60才以上は除く）。おおむねこの傾向は昭和41年においても同様である。

つぎに工賃月収額をみると、「40～49才」が最も高く12,100円、次いで「35～39才」の12,000円、「24才以下」「30～34才」「50～59才」のそれぞれ11,100円、「25～29才」の10,700円となっており、「60才以上」は6,400円と最低を示している。

〈第15表〉 年次、年令別平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

区分 年令	就業日数		就業時間		工賃月収額		時間当たり工賃額	
	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年	昭和44年	昭和41年
合 計	22日	22日	6.1時間	6.3時間	11,200円	7,600円	86円	55円
24才以下	20	22	5.8	5.9	11,100	8,100	78	63
25～29才	22		5.5		10,700		92	
30～34才	21	22	5.9	5.8	11,100	7,600	90	60
35～39才	22		6.1		12,000		92	
40～49才	22	23	6.5	6.5	12,100	6,800	86	47
50～59才	23	24	6.6	6.8	11,100	7,800	74	48
60才以上	21	21	6.4	6.6	6,400	4,700	49	33

なお、年令の若い「24才以下」と高年令層の「50～59才」とをみると、前者は後者より就業日数において3日、就業時間において0.8時間少ないにもかかわらず、工賃月収額が同額になつている。

また、時間当たり工賃額は、「25～29才」と「35～39才」が92円と高く、以下「30～34才」が90円、「40～49才」が86円等

となっており、「24才以下」を除けば「50～59才」が7.4円、「60才以上」が4.9円とおおむね年令が高くなるほど低くなっている(第15表)。

なお、年令別の内職者構成は、「30～39才」が46.0%、「40～49才」が24.7%、「29才以下」が13.5%、「50～59才」が9.7%、「60才以上」が6.0%となっており、昭和41年と比べて「29才以下」が5.5%の減少、60才以上が2%増加しているほかはほとんど変化がない(第16表)。

<第16表> 年次および年令別内職者構成

年 令	内 職 者 構 成	
	昭和44年	昭和41年
合 計	100.0	100.0
24才以下	1.7	19.0
25～29才	11.8	
30～34才	23.9	46.0
35～39才	22.1	
40～49才	24.7	23.0
50～59才	9.7	8.0
60才以上	6.0	4.0
不 明	0.1	—

(5) 地域別工賃

地域別に工賃月収額および時間当たり工賃額をみると第17表のとおりで、大都市地域の12,300円に対しその他の地域は10,800円となつている。また時間当たり工賃額は大都市地域の92円に対しその他の地域は84円となつている。

〈第 17 表〉 地域別平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

地域	区分	工賃月収額	時間当たり工賃額
合	計	11,200円	86円
大都市地域		12,300	92
その他の地域		10,800	84

(6) 規模別工賃

内職者が委託を受けている事業所の規模別に内職者の就業状況および工賃をみると第 18 表のとおりである。

〈第 18 表〉 規模別平均月間就業日数、平均就業時間、平均月間工賃額および平均時間当たり工賃額

規模、区分	就業日数	就業時間	工賃月収額	時間当たり工賃額
合 計	22日	6.1時間	11,200円	86円
4人以下	22	6.0	11,900	94
5～9人	22	6.1	12,100	96
10～29人	22	6.2	11,200	85
30～99人	22	6.1	11,000	85
100人以上	22	6.2	10,100	74

就業日数および就業時間においては各規模ともほとんどかわりはないが、工賃月収額および時間当たり工賃額においては、「5～9人」を除いて、規模が小さくなるほど工賃月収額、時間当たり工賃額とも高くなっている。

4 内職世帯の概要

最後に内職者の世帯についてみよう。

まず、内職世帯の世帯主の職業をみると、雇用者が78.3%と大部分を占

め、自営業は11.4%と少ない
(第19表)。内職者自身も半
分は雇用経験があり、特に若い
年齢層ほど経験のあるものが多
い(第20表)。

また、家族構成を世帯員数
(世帯主も含む)でみると「4
人」が41.4%と最も多く、以
下「3人」が20.0%、「5人」
が18.5%、「6人以上」が
11.3%、「2人」が6.3%、
「1人」が2.4%であつた。

なお、世帯月

収額別内職者構
成は「5万～6万
円未満」が26.3
%で最も多く、
全体の56.5%
が6万円未満で
ある。

また、この状
況を昭和41年
でみると、最も
割合の高い世帯
月収の層は「4
万～5万円未満」
の30.1%で、

〈第19表〉 年次および世帯主の
職業別内職者構成

職業	年次	昭和44年	昭和41年
合 計		100.0	100.0
雇 用 者		78.3	77.0
自 営 業 (農林漁業)		4.2	3.0
自 営 業 (非農林漁業)		7.2	10.0
内 職 者		6.0	—
そ の 他		1.2	5.0
無 職		2.8	5.0
不 明		0.3	—

〈第20表〉 年齢および雇用労働者経験の
有無別内職者構成

区 分	合 計	雇用労働者 経験あり	雇用労働者 経験なし	不 明
年 令				
合 計	100.0	49.4	50.3	0.3
24才以下	100.0	56.3	43.7	—
25～29才	100.0	70.6	29.4	—
30～34才	100.0	59.0	40.8	0.2
35～39才	100.0	48.8	50.2	1.0
40～49才	100.0	44.8	55.2	—
50～59才	100.0	31.5	68.5	—
60才以上	100.0	17.3	82.7	—
不 明	100.0	50.0	50.0	—

全体の 84.5% が 6 万円未満となっており、この間の世帯月収の変化がみられる (第 21 表)。

＜第 21 表＞ 年次および世帯月収額別内職者構成

世帯月収額	年次	昭和 44 年	昭和 41 年
合 計		100.0	100.0
3 万 円 未 満		5.3	10.4
3 万～4 万円未満		7.6	26.7
4 万～5 万円未満		17.3	30.1
5 万～6 万円未満		26.3	17.3
6 万～7 万円未満		18.6	7.9
7 万～8 万円未満		11.4	7.6
8 万 円 以 上		12.2	
不 明		1.3	—